02332

事　業　報　告　書

（自　令和７年４月１日　　至　令和８年３月31日）

１、　医療法人の概要

(1) 名　　称　医療法人社団さつき会

①　社団（出資持分あり）

②　その他

③　基金制度不採用

(2)　事務所の所在地

広島県広島市安佐南区長楽寺一丁目８番９号

(3)　設立認可年月日　平成19年２月16日

(4)　設立登記年月日　平成19年３月５日

２、　事業の概要

(1)本来業務

種類	施設名称	開設場所	医療機関コード	許可病床数
診療所	医療法人社団さつき会三上整形外科医院	広島県広島市安佐南区長楽寺一丁目８番９号	34-1-0214377	一般病床０床

(2)当会計年度内に社員総会で決議した事項

令和７年５月23日　令和６年度決算報告承認決定及び役員報酬額に関する件並びに剰余金処分の件

令和８年３月25日　令和７年度事業計画及び予算執行の件

令和８年度事業計画及び収支予算の決定

02332

法人名　医療法人社団さつき会
所在地　広島県広島市安佐南区長楽寺１丁目８-９

貸　借　対　照　表

（令和８年３月31日現在）

（単位；千円）

資産の部		負債の部	
科　目	金　額	科　目	金　額
Ⅰ流動資産	57,925	Ⅰ流動負債	10,201
Ⅱ固定資産	39,555	Ⅱ固定負債	27,032
１有形固定資産	14,304		
２無形固定資産	902	負　債　合　計	37,233
３その他の資産	24,348	純資産の部	
		科　目	金　額
		Ⅰ出　資　金	91,976
		Ⅱ積　立　金	-31,729
		Ⅲ評価・換算差額等	0
		純　資　産　合計	60,246
資　産　合　計	97,480	負債・純資産合計	97,480

02332

法人名　医療法人社団さつき会
所在地　広島県広島市安佐南区長楽寺一丁目８番９号

損　益　計　算　書

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

（単位；千円）

科　　目	金　　額
Ⅰ事業損益	
Ａ本来業務事業損益	
１事業収益	129,474
２事業費用	127,801
本来業務事業利益	1,673
事　業　利　益	1,673
Ⅱ事業外収益	8,114
Ⅲ事業外費用	355
経　常　利　益	9,431
Ⅳ特別利益	95
Ⅴ特別損失	0
税引前当期純利益	9,526
法　人　税　等	182
当　期　純　利　益	9,344

02332

法人名　医療法人社団さつき会
所在地　広島県広島市安佐南区長楽寺一丁目８番９号

財　産　目　録

（令和８年３月31日現在）

１、資	産	額　97,480千円
２、負	債	額　37,233千円
３、純	資 産	額　60,246千円

（内訳）　（単位；千円）

区分	金額
A 流動資産	57,925
B 固定資産	39,555
C 資産合計（A＋B）	97,480
D 負債合計	37,233
E 純資産　（C－D）	60,246

土地　（賃　借）
建物　（法人所有）

様式5

法人名　医療法人社団さつき会

所在地　広島県広島市安佐南区長楽寺１丁目８－９

※医療法人整理番号	0	2	3	3	2

関係事業者との取引の状況に関する報告書

（１）法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額（千円）	事業の内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
なし									

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注）1. 当法人理事長〇〇〇〇の配偶者が株主総会の議決権の51%を占めている法人。

（注）2. A社からの医薬品の購入に関する取引価格は市場価格を勘案して決定し、支払条件は翌月末現金払いとしている。

（２）個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
該当なし	なし						

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注）1. 不動産の賃借料は、近隣相場を参考に決定している。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団さつき会
理事長　　三上友明殿

私は、医療法人社団さつき会の令和７年会計年度（令和７年４月１日から令和８年３月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下の通り報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席する他、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

（１）　事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

（２）　会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。

（３）　計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。

（４）　理事の職務執行に関する不正の行為及び法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和８年５月23日
医療法人社団さつき会
監事 [redacted]